追加 2-13

保険制度

1 係

保険業法

(2)禁止行為

— 略 —

禁止行為の例

- ・契約者または被保険者による告知を妨げる行為
- ・不実の告知をすることを勧める行為
- ・保険契約者等に対して不利益となるべき事実を告げずに生命保険契約の乗換募集 を行うこと
- ・他の保険契約との比較において、保険契約者等に対して、誤解させるおそれのある ものを告げ、又は表示すること
- ・保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を 約し、又は提供する行為(顧客が払うべき保険料の立替えも禁止)

(3) 生命保険契約者保護機構

日本国内で営業する生命保険会社は強制加入が義務付けられています。ただし、共済、*少額 短期保険業者や簡易生命保険(簡易生命保険事業民営化前に加入したものに限る)などは加入対 象外です。

生命保険契約者保護機構に加入する生命保険会社が破たんした場合には、原則として破たん時の責任準備金の90%が補償されます。

※ 少額短期保険業者が扱う生命保険商品は「少額・短期」に限定され、1 人の被保険者から引き受ける保険金額は1,000万円以下となっています。

※ 青字の個所を追記しました。